

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日) 当たるとする

目 次

◆ 告 示 字の区域の変更(二件)

字の区域の変更等
土地改良法による換地計画の決定
土地改良法による換地処分(三件)

告 示

鳥取県告示第八百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による真野地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十五年十一月二十日現在の地番による。)
真野字上り口	真野字上り口のうち三三〇の一部、三三一の一部、三三二、三三三の一部、三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、真野字影平三〇〇の一部並びに三〇〇と一体をなす国有地の一部、真野字枋尾三二六の一部、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに真野字上り口長畑三五三から三五五まで、三五六の一部、三五七の一部、三五八から三六二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
真野字枋尾	真野字枋尾三〇五、三〇六から三〇八までの一部、三一一の一部、三一一、三一一五の一部、三二〇の一部、三二二の一部、三二三から三二五まで、三二六の一部、三二七、三二八の一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字中祖二二五の一部、二二七から二二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字山ノ奥二五三の一部、二五六の二の一部、二五六の二の一部、二五七から二六一まで及びこれらと一体をなす国有地、真野字枋尾田ノ上二六二の一部及び二六四の一部、真野字影平三〇二の一部、三〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇〇と一体をなす国有地の一部並びに真野字上り口長畑三五六の一部、三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地

真野字中祖	真野字中祖のうち二二五の一部、二二七から二二九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、真野字山ノ奥二四一、二四二、二四三の一部、二五三の一部、二五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、真野字油手一七二の一部、真野字枋尾三〇六から三〇八までの一部、三〇九から三一二まで、三一三の一部、三一五の一部、三一六から三一九まで、三二〇の一部、三二一、三二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二六及び三二八と一体をなす国有地の一部並びに真野字上り口三三〇の一部、三三一の一部、三三二、三三三の一部、三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地
真野字山ノ奥	真野字山ノ奥のうち二四一、二四二、二四三の一部、二五三の一部、二五六の二の一部、二五六の二、二五七から二六一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに真野字枋尾田ノ上二六四の一部、二六六の一部及び二六七の一部
真野字上り口長畑	真野字上り口長畑のうち三五三から三六二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
真野字影平	真野字影平のうち三〇〇の一部、三〇二の一部、三〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
真野字枋尾田ノ上	真野字枋尾田ノ上のうち二六二の一部、二六四の一部、二六六の一部及び二六七の一部以外の区域
真野字油手	真野字油手のうち一七二の一部以外の区域

鳥取県告示第八百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による立岩地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十五年十一月二十日現在の地番による。）
立岩字清山川尻	立岩字清山川尻のうち二五の二、二八の一、三七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二の一、二四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
立岩字松田沖	立岩字松田沖のうち四六の一、四六の二、四七から五〇まで、五一の一、五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、立岩字清山川尻二五の二、二八の一、三七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二の一、二四の二、二五の二、二八の一及び三七と一体をなす国有地の一部並びに立岩字松田六六の一、六八の一、六八の二及びこれらと一体をなす国有地
立岩字松田	立岩字松田の全域、立岩字松田沖四六の一、四六の二、四七から五〇まで、五一の一、五一の二及びこれらと一体をなす国有地、立岩字松田六六の二、七三、七四、七五の一

立岩字畑ケ田	及びこれらと一体をなす国有地並びに立岩字出口八三の一部、八四の一、八四の二、八五の一部、八九の一部、九〇、九一及びこれらと一体をなす国有地並びに九二の二及び九二の三と一体をなす国有地の一部
立岩字出口	立岩字畑ケ田のうち六二、六六の一、六八の一、六八の二、七三、七四、七五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立岩字観音堂	立岩字出口のうち八三の一部、八四の一、八四の二、八五の一部、八九の一部、九〇、九一及びこれらと一体をなす国有地並びに九二の二及び九二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
立岩字本観音堂	立岩字観音堂のうち一五五の一及び一五六と一体をなす国有地の一部以外の区域、立岩字本観音堂一六三、一六四の一の一部、一七〇の一の一部、一八三から一八五までの一部、一八七の一部、一八八の一部、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに立岩字沖河原一九六の一部、一九九の二の一部、二〇〇、二〇一の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地
立岩字本観音堂	立岩字本観音堂のうち一六三、一六四の一の一部、一七〇の一の一部、一八三から一八五までの一部、一八七の一部、一八八の一部、一九九の二の一部、一九五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、立岩字下之河原二九〇の一の一部、二九〇の二の一部、二九二の一の一部、二九二の二の一部、二九三の一、二九三の三、二九六の一、二九六の二、二九七、二九八、二九九の一、三〇〇の一、三〇二の一、三一二の一及びこれらと一体をなす国有地並

立岩字沖河原	立岩字下前河原三一二の一及びこれと一体をなす国有地の一部
立岩字下之河原	立岩字沖河原のうち一九六の一部、一九九の二の一部、二〇〇、二〇一の一部、二〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、立岩字本観音堂一八八の一部、一八九の一の一部、一八九の二の一部、一九二の一、一九三、一九四の一、一九四の二、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに立岩字観音堂一五五の一及び一五六と一体をなす国有地の一部
立岩字下前河原	立岩字下之河原のうち二九〇の一の一部、二九〇の二の一部、二九二の一の一部、二九二の二の一部、二九三の一、二九三の三、二九六の一、二九六の二、二九七、二九八、二九九の一、三〇〇の一、三〇二の一、三一二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
立岩字下前河原	立岩字下前河原のうち三一二の一及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第八百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碓町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条四において準用する同法第五十四条第四項の規定による出上地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>大字出上 字 辺呂子田</p>	<p>大字出上 字 駄道ノ上</p>	<p>大字出上 字 福地田</p>	<p>大字出上 字 左エ門九郎</p>
<p>同上の区域（昭和五十六年二月十七日現在の地番による。）</p>	<p>大字出上字辺呂子田のうち四一の二の一部、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字出上字駄道ノ上三五、三六の二、三六の三の一部、三六の四、三八の一、三八の二の一部、三九の三、三九の四、四〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字底田四四の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字出上字駄道ノ上のうち三五、三六の二から三六の四まで、三七、三八の一、三八の二、三九の三、三九の四、四〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字出上字福地田のうち五一、五二の一部、五三の一部、六〇から六四までの一部、六五及びこれらと一体をなす国有地並びに五九の一及び六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字出上字辺呂子田四一の二の一部、四三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字底田四四の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字出上字左エ門九郎の全域、大字出上字福地田六〇から六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九の一及び六〇と一体をなす国有地の一部、大字出上字五反田六六から六八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字アツハイ一四四から一四六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字出上 字 五反田</p>	<p>大字出上 字 アツハイ</p>	<p>大字出上 字 南五輪田</p>	<p>大字出上字井尻</p>	
<p>大字出上字五反田六八から七〇までの一部、七一、七二の二の一部、七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字出上字南五輪田一一八の二の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三と一体をなす国有地の一部、大字出上字アツハイ一四六の一部並びに大字勝田字屋敷田二七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字出上字アツハイのうち一四四から一四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字出上字南五輪田一二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二の二、一二二の四及び一二二の五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字出上字南五輪田のうち一一八の二の一部、一一八の二の一部、一二三の一部、一二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二二の二、一二二の四、一二二の五及び一二三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字出上字梨子垣一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地四六の一部及び一四七の一部</p>	<p>大字出上字井尻の全域、大字出上字五反田七二の二の一部、七二の二、七三の二の一部、七三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字南五輪田一一八の二の一部、一一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字梨子垣一一二の二の一部、一一三の二、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字畑田の全域、大字出上字下大石八〇及び八一の二、大字勝田字屋敷田二七の一部、二八の二の一部、二八の二の一部、三九の一部、四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字勝田字海中九九の一部、一〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>大字出上 字梨子垣</p>	<p>地、大字勝田字源左衛門田一〇七の一部、一〇八、一〇九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字勝田字樋懸り一〇〇の二</p>
<p>大字出上 字下大石</p>	<p>大字出上字梨子垣のうち一一二の一、一一三の二、一一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字出上字下大石八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字上河原一〇五</p>
<p>大字出上 字上河原</p>	<p>大字出上字下大石のうち八〇、八一の一、八二の一、八三の一、八四の一、八五の一、八九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字勝田字山根</p>	<p>大字出上字上河原のうち一〇五以外の区域</p>
<p>大字勝田 字下樋懸り</p>	<p>大字勝田字山根のうち一〇の一部、一一、一二の二の一部、一二の三、一二の四の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字出上字駄道ノ上三六の三の一部、三七、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字底田四五の一部、四六から四八まで、四九の一部、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字勝田字川尻</p>	<p>一部、六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字勝田 字屋敷田</p>	<p>大字勝田字川尻の全域、大字勝田字下樋懸り一九の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字勝田字屋敷田二七の一部、二八の一の一部、二九、三〇の一、三一の二、三三の一、三三の二、三三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字五反田六六から七〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一と一体をなす国有地の一部並びに大字出上字福地田六四の一部、六五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字勝田 字荒神垣</p>	<p>大字勝田字屋敷田のうち二七の一部、二八の一の一部、二八の二の一部、二九、三〇の一、三一の二、三三の二の一部、三九の一部、四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字勝田字荒神垣四三から四五まで、四七の一部、五二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四六の一及び四六の二と一体をなす国有地以外の区域、大字勝田字山根一〇の一部、一二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一と一体をなす国有地、大字勝田字下樋懸り</p>

<p>大字勝田 字兵庫田</p>	<p>田字下樋懸り一六の一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七、二〇の四及び二〇の五と一体をなす国有地の一部、大字勝田字源左衛門深田五四の一部、五六の一部、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字勝田字千田八二の一部、八三の一部、八四、八五、八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字勝田字三十郎田九五の一部、九六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字勝田 字源左衛門深田</p>	<p>大字勝田字兵庫田の全域、大字勝田字山根一〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字勝田字荒神垣五一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字勝田字源左衛門深田五四の一部、五五、五六の一部、五七、五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五九と一体をなす国有地、大字勝田字大石駄道ノ下六七から六九まで、七〇の一部、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字勝田字千田八一から八三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字勝田 字大石駄道ノ下</p>	<p>大字勝田字源左衛門深田のうち五四から五八まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五九と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字勝田 字三十郎田</p>	<p>大字勝田字大石駄道ノ下のうち六七から六九まで、七〇の一部、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字勝田字千田八〇、八一の一部、八二の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字勝田字三十郎田八八、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字勝田字四反田一五三の二の一部</p>	<p>大字勝田 字三十郎田</p>	<p>大字勝田字三十郎田のうち八八、八九の一部、九〇の一部、九一、九二の一部、九五の一部、九六の一部、九七及び</p>		
<p>大字勝田字坂宮</p>	<p>びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字勝田字千田八一の一部、八二の一部、八六の一部、八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字勝田字高畔一三九の二、一四四の二、一四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字勝田字四反田一四六、一四七の二、一五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字勝田字高畔</p>	<p>大字勝田字高畔のうち一三九の二、一四四の二、一四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字勝田 字四反田</p>	<p>大字勝田字四反田のうち一四六、一四七の二、一五三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字勝田 字樋懸り</p>	<p>大字勝田字樋懸りのうち一一〇の二以外の区域</p>	<p>大字赤碓 字山ノ前</p>	<p>大字赤碓字山ノ前のうち一〇三五の二の一部、一〇三六の二の一部、一〇三八の四、一〇三九の二の一部、一〇三九次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤碓字前田一〇〇三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字赤碓字鶴ヶ沢一〇一四から一〇一四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碓字下鶴ヶ沢一〇二九の二の一部、一〇二九次一の一部、一〇三一の一部、一〇三二の一部、一〇三三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字赤碓 字下鶴ヶ沢</p>	<p>大字赤碓字下鶴ヶ沢のうち一〇二四の一部、一〇二六の二の一部、一〇二七の二の一部、一〇二九の二の一部、一〇二九次一の一部、一〇三〇から一〇三二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字赤碓字山ノ前一〇三五の二の一部、一〇三六の二の一部、一〇三八</p>

<p>大字赤碕 字三反田</p>	<p>地</p>	<p>大字赤碕字三反田のうち八三〇の二の一部、八三〇の二、八三一の一部、八三二の二の一部、八三三、八三四の二、八三四次一、八三四の二、八三五、八三六、八三七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤碕字下観音堂八四〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字赤碕字下三反田九四三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕 字梨子垣</p>	<p>大字赤碕字梨子垣九三七の二の一部、九三八から九四一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字三反田八三一の一部、八三二の二の一部、八三三、八三四の二、八三四次一、八三四の二、八三五、八三六、八三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字下観音堂八四〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字赤碕字下三反田九四二の一部、九四三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字細ユ田九五一の一部、九五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	
<p>大字赤碕 字十貫清水尻</p>	<p>大字赤碕字十貫清水尻九三四から九三六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字梨子垣九三七の二の一部、九四〇の一部、九四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字細ユ田九五一の一部、九五二の一部、九五三及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字溝マタゲ九五四の一部、九五五の一部、九六二から九六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字上前原九六五の一部、九六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	
<p>大字赤碕 字大父田</p>	<p>大字赤碕字大父田九二八、九二八次一、九二九の一部、九二九の一及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字中</p>	

<p>大字赤碕 字観音堂</p>	<p>附原新田九二七内第二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字赤碕字十貫清水尻九三四の一部、九三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字溝マタゲ九五四の一部、九五五の一部、九五六、九五七の一部、九五八の一部、九六一の一部、九六二の一部、九六三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字中附原二五六の一部、二六一から二六三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕 字西観音堂</p>	<p>大字赤碕字西観音堂八四三の一部、八四四の二の一部、八四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字三反田八三〇の二の一部、八三〇の二、八三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字下観音堂八三八、八三九の一部、八四〇の一部、八四一の二の一部、八四二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕 字十貫清水</p>	<p>大字赤碕字下観音堂八三九の一部、八四〇の一部、八四〇の二、八四〇の二、八四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字西観音堂八四五の一部及び八四六の一部、大字赤碕字西観音堂九〇三の一部、九〇四の一部、九〇四の二、九〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字梨子垣九三七内一の一部、九三七の二の一部、九三八の一部、九三八の二の一部、九三九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕 字大父田</p>	<p>大字赤碕字十貫清水九〇九の一部、九一四の一部及び九一五の一部、大字赤碕字西観音堂九〇六の一部、九〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字大父田九三〇の二、九三〇の二の一部、九三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字十貫清水尻九三一、九三二、九三三の一部、九三四の一部、九三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字梨子垣九三七の</p>

<p>大字赤碕 字中附原新田</p>	<p>一、九三七内一の一部、九三七次一、九三七の二の一部、九三八の一部、九三八の二の一部、九四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕字慶雲</p>	<p>大字赤碕字中附原新田九二四の二の一部、九二四の三の一部、九二五の一部、九二六の一部、九二七の一、九二七の二の一部、九二七次一、九二七内第一の一部、九二七内第二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字十貫清水九一四の一部、九一五の一部、九一六の一、九一六の二、九一七の一部、九一八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字ニツ家九二〇の一部及びこれと一体をなす国有地、大字赤碕字大父田九二九の一部、九三〇の二の一部、九三〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字十貫清水尻九三三の一部、九三三次一、九三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字中附原二五五の一部、二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕字慶雲</p>	<p>大字赤碕字慶雲八五一、八五二の二の一部、八五二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字観音堂八四三の一部、八四四の二の一部、八四四の三から八四四の五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字山之前八五〇の一部、八五〇の二の一部、八五〇次二及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字西慶雲八五三の一部並びに大字赤碕字巻屋飯塚の全域</p>
<p>大字赤碕字横枕</p>	<p>大字赤碕字横枕八九六の一部、八九七の二の一部、九〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字観音堂八四四の三から八四四の五までの一部、八四五の一部、八四六の一部、八四七から八四九まで及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字山之前八五〇の一部、八五〇次一及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字西慶雲八五三</p>

<p>大字赤碕 字柳ヶ下</p>	<p>の一部及び八九九の二の一部、大字赤碕字柳ヶ下八九二の二の一部並びに大字赤碕字西観音堂九〇一の一部、九〇一の二の一部、九〇一の二の二の一部、九〇一の二の二の二の一部、九〇二、九〇三の一部、九〇四の一部、九〇六の一部、九〇七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕 字ニツ家</p>	<p>大字赤碕字柳ヶ下八九九の一部、八九二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字横枕八九六の一部、九〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字西観音堂九〇一の一部、九〇一の二の一部、九〇一の二の二の一部、九〇六から九〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字十貫清水九〇九の一部、九一〇、九一四の一部、九一八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字下柳九一一、九一一の一、九一二の一部、九一三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕 字坂ノ前</p>	<p>大字赤碕字ニツ家九二〇の一部、九二二、九二二の二、九二二の二、九二三の一部、九二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字下玄小原八八五の一部、八八六、八八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字柳ヶ下八九一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字赤碕字下柳九一二の一部、九一三の一部、九一九の一及び九一九の二、大字赤碕字十貫清水九一四の一部、九一七の一部、九一八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字中附原新田九二四の二の一部並びに大字出上字佐五田二四〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碕 字坂ノ前</p>	<p>大字赤碕字坂ノ前のうち八五九の二の一部及び八五九の三の一部以外の区域、大字赤碕字山之前八五〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字赤碕字慶雲八五二の二の一部、八五二の二の二の一部及び八五二次一、大字赤碕字西慶雲八五三の一部、八九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字赤碕 字津武良田</p>	<p>なす国有地、大字赤碕字津武良田八六二の一部、八六二の一の一部、八六二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字慶雲一の一から一の三まで及び二の二</p>	<p>大字赤碕 字玄小原</p>	<p>大字赤碕字津武良田のうち八六二の一部、八六二の一の一部、八六二次一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤碕字西慶雲八五三の一部、八九九の一の一部及び八九九の二、大字赤碕字坂ノ前八五九の一の一部及び八五九の三の一部、大字赤碕字佐崎田八六三から八六五まで、八六六の一の一部、八六八の一部、八六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八六六の三と一体をなす国有地の一部並びに大字赤碕字横枕八九四から八九六までの一部、八九七の一、八九七の二の一部、八九八、八九八の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字赤碕 字佐崎田</p>	<p>大字赤碕字玄小原のうち八七一の一部、八七二の一部、八七五から八七八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤碕字佐崎田八六六の一の一部、八六八の一部、八六八の一、八六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字横枕八九四から八九六までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字柳ヶ下八九〇から八九二までの一部、八九三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字赤碕 字下玄小原</p>	<p>大字赤碕字下玄小原八八三、八八四の一部、八八五の一部、八八七の一部、八八九及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字玄小原八七一の一部、八七二の一部、八七六</p>
<p>大字赤碕 字屋敷田</p>	<p>から八七八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字屋敷田八八一の一部、八八二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字柳ヶ下八九〇の一部、八九一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字下柳九一二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字出上字川尻二三九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字出上字慶雲</p>	<p>大字出上字慶雲のうち一の一から一の三まで及び二の二以外の区域</p>	<p>大字八幡 字南向田</p>	<p>大字八幡字南向田のうち八一七から八一九までの一部、八二二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字北向田八一〇の二の一部、八一二の二、八一三の二、八一四及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字前原八二四から八二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碕字洞ノ上一〇二一から一〇二三までの一部並びに大字赤碕字下鶴ヶ沢一〇二四の一部、一〇二六の一の一部、一〇二七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字八幡 字鶴ヶ沢</p>	<p>大字八幡字鶴ヶ沢のうち八五二の四の一部、八七四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字北向田八〇九の一、八〇九の三、八〇九の四、八一〇の二</p>

	<p>の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字南向田八一七から八一九までの1部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字下荒堀八四九の1部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字荒堀九一四の1部</p>	<p>大字八幡字荒堀</p>	<p>大字八幡字荒堀のうち九一四の1部、九一八の2の1部、九一九の1部、九二〇から九二三まで、九二四の1から九二五の5まで、九二五の1から九二五の3までの1部、九二五の4、九二五の5、九二五の6から九二五の8までの1部、九二六の1の1部、九二六の2の1部、九二六の3及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字南向田八一七の1部、八一九の1部、八二三の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字前原八二四の1部及び八二六の1部、大字八幡字鶴ヶ沢八五二の4の1部、八七四の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字下荒堀八四八の1、八四八の2の1部、八四八の3の1部、八四九の1部、八五〇、八五一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字出口ノ上九三三の1の1部、九三八の1部、九三九、九四〇の1の1部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字八幡字出口ノ上</p>	<p>大字八幡字出口ノ上のうち九三三の1、九三七から九三九まで、九四〇の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八幡字前原</p>	<p>大字八幡字前原八二五の1部、八二六の1部、八二七の1の1部、八二七の2の1部、八二八から八三〇まで、八三一の1部、八三二の1、八三二の2の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字前原九七三から九七五までの1部、九七六の1、九七六の2の1部、九七六の3、九七七の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字上原九六七の1部及びこれらと一体をなす国有地並びに九七</p>
	<p>二と一体をなす国有地の1部、大字赤碓字智光寺田九七八の1部並びに大字赤碓字洞ノ上二〇一九の1部、二〇一九次一、二〇二〇の1部、二〇二二の1部及びこれらと一体をなす国有地の1部</p>	<p>大字八幡字下荒堀</p>	<p>大字八幡字下荒堀八三五、八三六の1部、八三七、八三八、八三九の1部、八四四の1部、八四五から八四七まで、八四八の2の1部、八四八の3の1部、八四九の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字前原八二六の1部、八二七の1の1部、八二七の2の1部、八三二の2の1部、八三三、八三四及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字荒堀九一九の1部及び九二〇の1部、大字八幡字上荒堀一一五四から一一五六までの1部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字上原九七二の1部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碓字前原九七三から九七五までの1部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字八幡字東木ノ下</p>	<p>大字八幡字東木ノ下一一五八の1の1部、一一五八の2の1部、一一六二の1部、一一六三の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字下荒堀八三六の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字上荒堀一一五五から一一五七までの1部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字溝マタゲ九五八の1部、九五九、九六〇、九六一から九六三までの1部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碓字上原九六七の1部、九六八の1の1部、九六八の2の1部、九六九の1部、九七〇、九七一、九七二の1部及びこれらと一体をなす国有地の1部</p>	<p>大字八幡字上荒堀</p>	<p>大字八幡字上荒堀一一四九から一一五一まで、一一五二から一一五六までの1部及びこれらと一体をなす国有地の1部、大字八幡字下荒堀八三九の1部、八四〇から八四三まで、八四四の1部及びこれらと一体をなす国有地、大字</p>

<p>大字八幡 字西木ノ下</p>	<p>八幡字荒堀九一八の二の一部、九一九の一部、九二〇の一部、九二一から九二三まで、九二四の二から九二五の五まで、九二五の六から九二五の三までの一部、九二五の四、九二五の五、九二五の六から九二五の八までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字王神ノ上一四二の一部、一一四五の一部、一一四七の一部、一一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字清元田一一七七の一部、一一七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡 字清元田</p>	<p>大字八幡字西木ノ下一一六五の二の一部、一一六五の二から一一六五の五まで及び一一六五の六の一部、大字八幡字上荒堀一一五二から一一五四までの一部、一一五六の一部、一一五七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字東木ノ下一一五八の二の一部、一一五八の二の一部、一一五九から一一六一まで、一一六二の一部、一一六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字豆尻一一六七の二の一部、一一六八の一部、一一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字清元田一一七二から一一七四までの一部、一一七五の二、一一七五の二、一一七六、一一七七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡 字清元田</p>	<p>大字八幡字清元田一一七七の一部、一一七八の一部、一一七九、一一八〇、一一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字荒堀九二五の二の一部、九二六の二の一部、九二六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九二四の二と一体をなす国有地の一部、大字八幡字出口ノ上九三三の二の一部、九三七、九三八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字上荒堀一一四九及び一一五一と一体をなす国有地の一部、大字八幡字王神ノ上一一三二から一一三五までの一部、一一三六の二から一一三六の三まで、一一三七、一一三八、一一三九の二、一一三九の二、一一四〇、一一四一、一一四二の二</p>
<p>大字八幡 字豆尻</p>	<p>部、一一四三、一一四四、一一四五の一部、一一四六、一一四七の一部、一一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字嫁田一一九八の一部及び一一〇〇の一部</p>
<p>大字八幡 字王神ノ上</p>	<p>大字八幡字豆尻一一六七の二の一部、一一六九の一部、一一七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字清元田一一七二から一一七四までの一部、一一七七の一部、一一八一の一部、一一八二から一一八四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字嫁田一一八五から一一八七まで、一一八八から一一九〇までの一部、一一九一の二の一部、一一九三の一部、一一九五の一部、一一九六、一一九七、一一九八から二〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八幡 字免垣</p>	<p>大字八幡字王神ノ上のうち一一二〇の一部、一一二二の一部、一一二二、一一二三から一一二五までの一部、一一二六の二の一部、一一三〇の一部、一一三二から一一三五までの一部、一一三六の二から一一三六の三まで、一一三七、一一三八、一一三九の二、一一三九の二、一一四〇から一一四八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字出口ノ上九三八の一部、九四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字東仲田一一二二の一部、及びこれと一体をなす国有地、大字八幡字柳ヶ下一一三三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字八幡字嫁田一一〇〇の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字八幡字免垣一一〇四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一〇三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八幡 字免垣</p>	<p>大字八幡字免垣のうち一一〇四の一部、一一〇五の一部、一一〇七の一部、一一〇八の二の一部、一一〇九の二の一部、一一一〇の二の一部、一一一一の二の一部、一一一二の二の一部</p>

<p>大字八幡 字東仲田</p>	<p>の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二〇三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字八幡字柳ケ下一一三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字八幡字王神ノ上一一三〇の一部、一一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字嫁田一一八八の一部、一一八九の一部、一一九一の一部、一一九二の一部、一一九三の一部、一一九四、一一九五の一部、一一九九の一部、一二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八幡 字柳ケ下</p>	<p>大字八幡字東仲田のうち一一二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字王神ノ上一二〇の一部、一一二二の一部、一一二二、一一二三から一一二五までの一部、一一二六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字柳ケ下一一三の一部、一一四、一一五の一部、一一五の二、一一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字免垣一二〇四の一部、一二〇五の一部、一二〇七の一部、一二〇八の二の一部及び一二一一の二の一部</p>
<p>大字八幡 字上和田</p>	<p>大字八幡字柳ケ下のうち一一三、一一四、一一五の二、一一五の二、一一六の一部、一一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一一八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字八幡字免垣一二一一の二の一部、一二一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二二〇の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八幡 字上和田</p>	<p>大字八幡字上和田のうち一二九七、一二九八、一三〇一、一三〇二、一三〇三の二、一三〇三の二、一三〇四の二の一部、一三〇四の二、一三〇九から一三一七までの一部、一三二二、一三二三、一三二四の一部、一三一五、一三一</p>
<p>大字八幡 字溝又毛</p>	<p>六の一から一三一六の四まで、一三一七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字嫁田一一九一の二の一部、一一九二の二の一部、一一九二の二の一部、一一九二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字免垣一二〇九の二の一部、一二二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字出上字大山道二七四の一部、二七六の二の一部、二七六の二の一部、二七七、二七八の一から二七八の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡 字上天皇</p>	<p>大字八幡字溝又毛のうち一三一八の一部、一三一九の一部、一三二〇から一三二三まで、一三二四の二、一三二四の二の一部、一三二四の三の一部、一三二五の一部、一三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字八幡字柳ケ下一一八の二の一部及び一一八の二と一体をなす国有地の一部、大字八幡字上和田一二九七、一二九八、一三〇一、一三〇二、一三〇三の二、一三〇三の二、一三〇四の二の一部、一三〇四の二、一三〇九から一三一一までの一部、一三一一、一三一一、一三一一四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字八幡字上天皇一三四八の四から一三四八の六までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡 字上天皇</p>	<p>大字八幡字上天皇のうち一三四八の四から一三四八の六までの一部、一三五一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字出上 字中附原</p>	<p>大字出上字中附原二五六から二五九までの一部、二六〇、二六一から二六三までの一部、二六四、二六五、二六六の二の一部、二六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字大山道二六九の一部、二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字溝マタゲ九五七の一</p>

<p>大字出上 字喜三郎田</p>	<p>大字出上 字塗屋田</p>	<p>大字出上 字大山道</p>	
<p>大字出上字喜三郎田のうち二九八の一部、三〇〇の一部、</p>	<p>大字出上字塗屋田のうち二五一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字出上字佐五田二四七の一部、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字中附原二五五から二五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字大山道二七〇の一部、大字出上字喜三郎田二九八の一部、三〇〇の一部、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碓字中附原新田九二四の二の一部、九二四の三の一部、九二五の一部、九二六の一部、九二七の二の一部、九二七内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字出上字大山道二六七、二六八、二六九の一部、二七〇の一部、二七二の一、二七二の二の一部、二七三の一、二七三の二の一部、二七四の一部、二七五の一、二七五の二、二七六の一の一部、二七六の二の一部、二七八の四から二七八の六までの一部、二七八の七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字中附原二六六の一の一部及び二六六の二の一部、大字八幡字豆尻二六七の一の一部、一六七の二の一部、一七〇、一七一の一の一部、一七一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字嫁田一九〇の一部、一九一の一の一部、一九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>部、九五八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字東木ノ下一六三の一部、一一六四及びこれらと一体をなす国有地、大字八幡字西木ノ下一六五の一の一部、一一六五の六の一部、一一六五の七から一一六五の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八幡字豆尻一一六六、一一六七の二の一部、一一六七の二の一部、一一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字出上 字佐五田</p>	<p>大字出上字長敷</p>	<p>大字出上字長敷二七九の一の一部、二七九の二の一部、二七九の三から二七九の六まで、二七九の七から二七九の九までの一部、二七九の一〇、二七九の一の一の一部、二七九の二、二七九の三、二八〇の一の一部、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字大山道二七八の一から二七八の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字西中島二八四の一の一部、大字八幡字上和田一三一の一の一部、一三一四の一部、一三一五、一三一六の一から一三一六の四まで、一三一七及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字八幡字溝又毛一三一八の一部、一三一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字出上字塗屋田二五一の一部、大字出上字大山道二六九の一部、二七〇の一部、二七一、二七二の二の一部、二七二の三、二七二の四、二七三の二の一部、二七三の三、二七三の四、二七八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字長敷二七九の一の一部、二七九の二の一部、二七九の七から二七九の九までの一部、二七九の一の一部、二八〇の一部、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字出上字西中島二八四の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字出上字中島二九二の二</p>

<p>大字出上字塚根</p>	<p>三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碕字中附原新田九二四の一、九二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字出上字中島</p>	<p>大字出上字塚根のうち三〇九の九以外の区域、大字出上字佐五田二四四の一部、二四五の二の一部、二四五の三の一部、二四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字喜三郎田三〇一の一部</p>
<p>大字出上 字西中島</p>	<p>大字出上字中島のうち二九二の二以外の区域 大字出上字西中島のうち二八四の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字出上字長敷二八一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字出上 字井手端</p>	<p>大字出上字井手端のうち三五七の一及び三五八の一部以外の区域、大字出上字千駄垣三六〇の一部、三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六二の二と一体をなす国有地の一部並びに大字八幡字溝又毛一三一九の一部、一三二〇の一部、一三二一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字出上 字千駄垣</p>	<p>大字出上字千駄垣のうち三六〇の一部、三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字出上字井手端三五七の一及び三五八の一部、大字八幡字溝又毛一三一九から一三二一までの一部、一三二二、一三二三、一三二四の一、一三二四の二の一部、一三二四の三の一部、一三二五の一部、一三二六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字出上字上天皇一三四八の六の一部、一三五一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字出上字前田</p>	<p>大字出上字前田のうち二三〇の三の一部、二三一の四、二三一の五の一部、二三二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字出上字川尻二三九の一部及びこれと一体をなす国有地、大字出上字佐五田二四〇の一部並びに大字赤碕字下玄小原八八四の一部、八八五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字出上字川尻</p>	<p>大字出上字川尻のうち二三九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字出上字前田二三一の四及び二三二の一並びに大字赤碕字屋敷田八八〇の一の一部、八八一の一部、八八二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>廃止する字の名 称</p>	<p>大字出上字底田、大字出上字畑田、大字赤碕字洞ノ上、大字赤碕字前原、大字赤碕字上原、大字赤碕字南田、大字赤碕字下観音堂、大字赤碕字下柳、大字赤碕字西慶雲、大字赤碕字老屋飯塚、大字八幡字塚田、大字勝田字千田、大字勝田字海中及び大字勝田字源左衛門田</p>

鳥取県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、大山地区第二工区県営は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る真野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る立岩地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町から同町が行う土地改良事業に係る出上地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】